

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成17年6月16日(2005.6.16)

【公開番号】特開2003-113285(P2003-113285A)

【公開日】平成15年4月18日(2003.4.18)

【出願番号】特願2001-308976(P2001-308976)

【国際特許分類第7版】

C 0 8 L 53/02

C 0 8 K 5/134

C 0 8 K 5/37

//(C 0 8 L 53/02

C 0 8 L 25:06 )

【F I】

C 0 8 L 53/02

C 0 8 K 5/134

C 0 8 K 5/37

C 0 8 L 53/02

C 0 8 L 25:06

【手続補正書】

【提出日】平成16年9月8日(2004.9.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(I) ビニル芳香族炭化水素を主体とする少なくとも2つの重合体ブロックSと、a) イソブレン、又はイソブレンとビニル芳香族炭化水素からなる少なくとも1つの重合体ブロック、b) 1, 3-ブタジエン、又は1, 3-ブタジエンとビニル芳香族炭化水素からなる少なくとも1つの重合体ブロック、c) イソブレンと1, 3-ブタジエン、又はイソブレンと1, 3-ブタジエンとビニル芳香族炭化水素からなる少なくとも1つの重合体ブロックのa)~c)の組合せが、(イ) a)とb)、(ロ) a)とc)、(ハ) a)とb)とc)、(ニ) b)とc)、(ホ) c)である(イ)~(ホ)の群から選ばれるいずれかの重合体ブロックBとを含有するブロック共重合体で、該ブロック共重合体のビニル芳香族炭化水素含有量が60~95重量%、イソブレンと1, 3-ブタジエンを合わせた含有量が40~5重量%であって、該ブロック共重合体中のイソブレンと1, 3-ブタジエンの重量比が5/95以上、55/45未満の範囲で、該ブロック共重合体に含有されるビニル芳香族炭化水素の総重量に対するビニル芳香族炭化水素のブロック率が60~100重量%であることを特徴とするブロック共重合体と、(II) ポリスチレン樹脂とからなり、該(I)ブロック共重合体と該(II)ポリスチレン樹脂の重量比は、合計量を100重量%として、(I)は60重量%を超え、95重量%以下、(II)は5重量%以上、40重量%未満であることを特徴とする射出成形組成物。

【請求項2】

安定剤として、2-[1-(2-ヒドロキシ-3, 5-ジ-t-ペンチルフェニル)エチル]-4, 6-ジ-t-ペンチルフェニルアクリレート、2-t-ブチル-6-(3-t-ブチル-2-ヒドロキシ-5-メチルベンジル)-4-メチルフェニルアクリレート、および2, 4-ビス[(オクチルチオ)メチル]-o-クレゾールからなる群から選ばれ

る少なくとも1種の安定剤をブロック共重合体100重量部に対して0.05～3重量部添加してなる請求項1に記載の射出成形組成物。

【請求項3】

ブロック共重合体中のイソブレンと1,3-ブタジエンの重量比が10/90以上、55/45未満の範囲であることを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の射出成形組成物。

【請求項4】

該ブロック共重合体中のビニル芳香族炭化水素の総重量に対するビニル芳香族炭化水素のブロック率が70～95重量%であることを特徴とする請求項1または請求項2に記載の射出成型組成物。

【請求項5】

該(I)ブロック共重合体と該(II)ポリスチレン樹脂の重量比が、合計量を100重量%として、(I)は65重量%以上、90重量%以下、(II)は10重量%以上、35重量%以下であることを特徴とする請求項1または請求項2に記載の射出成型組成物。